

第 75 回 税理士試験 ラストスパート模試 国税徴収法

弊社の書籍をご利用いただき、有難うございます。

訂正が出ないようにと努力しておりますが以下の通り、誤りが判明致しました。

ご迷惑をおかけして申し訳ございませんが訂正のうえ、ご利用ください。

ページ	訂正箇所	誤	正	備考
81 ページ	2 徴収職員における財産調査権限について	(2) 質問検査の対象者とその方法 ③ 滞納者に対して債権若しくは債務があり、又は滞納者から	(2) 質問検査の対象者とその方法 ③ 滞納者に対して債権若しくは債務があった、若しくはあると認めるに足る相当の理由のある者、又は滞納者から	2025. 5. 7
81 ページ	2 徴収職員における財産調査権限について	(5) 官公署 への協力要請 徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、 官公署 又は	(5) 事業者 への協力要請 徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、 事業者又は官公署 又は	2025. 5. 7
84 ページ	2 財産調査権限下から 2 行目	分証明書の 呈示 、搜索調書の作成等について…	分証明書の 提示 、搜索調書の作成等について…	2025. 5. 7

ISBN 978-4-7810-3850-6